神　　第　　号
平成　年　月　日

行 政 財 産 使 用 許 可 書

使用者の住所・氏名

神戸市教育委員会
代表者　教育長　長田　淳

平成　　年　　月　　日付で申請がありました本市の行政財産の使用については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第２３８条の４第７項の規定に基づいて下記の条項により許可します。

記

（使用を許可する財産の表示）

第１条　使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は，次のとおりとする。

名　　称　　神戸市立博物館
所　　在　　神戸市中央区京町13番地他
種　　類　　土地及び建物
面　　積　　概算面積９８㎡　※実測により確定する。
使用部分　　別添図面のとおり

（用途）

第２条　使用者は，使用財産をミュージアムカフェ・ショップとして使用しなければならない。

（使用期間）

第３条　使用期間は，平成３１年１１月１日から平成３２年３月３１日までとする。

（使用料及び延滞金）

第４条　使用料は，月額140,042円※実測面積により変動（この使用料は減額申請により減額しています。）とし，別途発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし，使用許可の期間中であっても，使用料が不相当と認められるに至ったときは，使用料を改定するものとする。

２　使用料の納期限は，次のとおりとする。

後期　11月１日から翌年３月31日までの使用料は11月１日から11月30日まで

３　納期限までに使用料を支払わないときは，納期限の翌日から納入した日までの期間について，神戸市債権の管理に関する条例（平成28年３月条例第29号）第７条に規定する延滞金を支払わなければならない。

（保管義務）

第５条　使用者は，使用財産を常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（指定用途の遵守）

第６条　使用者は，使用財産を第２条に指定する用途以外に使用してはならない。

（修繕・模様替等）

第７条　使用者は，自己の費用で使用財産の修繕・模様替等その他現状を変更しようとするときは，事　前に書面により教育長の許可を受けなければならない。

（使用権の譲渡・転貸の禁止）

第８条　使用者は，使用する権利を第三者に譲渡し，又当該使用財産を第三者に転貸してはならない。

（暴力団等に対する除外措置）

第９条　神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日市長決定）第４条第１項第３号又は第６号に掲げる者は同要綱第５条各号に掲げる事項のいずれにも該当してはならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第10条　次の各号のいずれかに該当するときは，使用許可を取消し，又は変更することができる。ただし，この

場合に使用者に損失が生じても市はその補償をしない。

⑴　本市が使用財産を公用，公共用その他必要とするとき。

⑵　使用者が許可条件に違反したとき。

（経費の負担）

第11条　使用者は，使用財産の維持・保存のため通常必要とする経費のほか，使用財産に附帯する電話・電気・ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費または別に算定した額を負担しなければならない。

（原状回復）

第12条　使用者は，使用期間が満了したとき又は第10条の規定により，使用許可を取り消されたとき　は，自己の負担により教育長が指定する期日までに使用財産を原状に回復して返還しな
ければならない。

２　使用者が原状回復の義務を履行しないときは，教育長は使用者の負担でこれを行うことができる。この場合，使用者は異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第13条　使用者は，その責に帰する理由により，使用財産の全部又は一部を滅失若しくはき損したと　きは，その損害額を賠償しなければならない。ただし，使用財産を原状に回復したときはこの限りで　ない。

２　前項に定める場合のほか，使用者は，この許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第14条　使用者は，使用財産に投じた改良のための有益費，修繕費等の必要費その他の費用を請求す　ることができない。

（実地検査等）

第15条　教育長は，使用財産について随時実地に検査し，資料の提出又は報告を求め，その他その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第16条　本許可の条項に関し，疑義のあるとき，その他使用財産の使用について疑義を生じたときは，すべて教育長の決定によるものとする。

（請書の提出）

第17条　使用を許可された者は，この使用許可書を受理したときは，この許可書に掲げる条件を記載　した請書を提出しなければならない。

（不服申立の教示）　この処分について不服があるときは，処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができる。

（取消訴訟の提起に関する事項の教示）　この処分に対する取消しの訴えは，処分があったことを知った日（審査請求をした場合は，当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は，神戸市教育委員会　代表者　教育長）を被告として提起することができる。

行政財産使用許可請書

平成　　年　　月　　日

神戸市教育委員会

代表者　教育長　長田　淳　宛

住　所

氏　名　　印

上記許可条項に従うことを承知し，確認のため本請書を提出いたします